

平成28年 第8回

教育委員会定例会会議録

とき 平成28年7月12日

品川区教育委員会

平成28年第8回教育委員会定例会

日 時 平成28年7月12日(火) 開会：午後1時30分
閉会：午後2時11分

場 所 教育委員室

出席委員 委員長 菅谷 正美
委員長職務代理者 鈴木 敏夫
委員 市川 信之助
委員 富尾 則子
教育長 中島 豊

出席理事者 教育次長 本城 善之
庶務課長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学務課長 有馬 勝
指導課長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 村尾 勝利
品川図書館長 木村 浩一
保育施設調整担当課長 佐藤 憲宜
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 古澤 浩一

事務局職員 庶務係長 小林 則雄
書記 和田 祐磨
書記 高下 聖矢

傍聴人数 0名

その他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価について
(学識経験者への意見聴取事業の選定)
- 報告事項1 八潮わかば幼稚園の幼保一体施設化に伴う大規模改修工事について
- 報告事項2 小・中学生の生活状況調査の実施について
- 報告事項3 都費教職員の任免等に関する内申について (休職)
- 報告事項4 平成29年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について
- 1 委員長の選挙について
 - 2 委員長職務代理者について
 - 3 委員の議席について

【菅谷委員長】 ただいまから、平成28年第8回教育委員会定例会を開会いたします。
署名委員に鈴木委員、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日は傍聴の方がおいでになりません。

では、進めたいと思います。まず会議の持ち方ですが、今日は傍聴人がおいでになりませんが、一応、途中で入ってくるということも考えられますので、このところは言わせていただきます。

日程第2、報告事項の3、都費教職員の任免等に関する内申について（休職）の会議の持ち方でお諮りいたします。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、協議事項、教育委員会事務事業の点検及び評価について（学識経験者への意見聴取事業の選定）、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから、教育委員会事務事業点検及び評価について（学識経験者への意見聴取事業の選定）について、ご説明をさせていただきます。

前回の教育委員会のほうで決定いただきました筑波大学の窪田教授のほうに、事務事業の中でどの事業を評価していただくかということですが、事務局案としまして、資料1-1、ごらんいただきますと、品川コミュニティ・スクールについて、義務教育学校の管理・運営についてという2つの事業を評価していただくかと思っております。

コミュニティ・スクールにつきましては、学校、保護者、地域住民、学識経験者等、学校運営に参画する校区教育協働委員会、学校地域コーディネーター、学校支援ボランティアが学校支援を行う学校支援地域本部の3者が協働して教育活動を進めることで、教育活動の充実・改善を図り、地域人材の活用及び地域の教育力を活性化することを目的としています。

地域部会の委員長として、窪田先生が浜川地区の地域部会の委員長をやってございまして、コミュニティ・スクールの仕組みづくりについてご指導くださった経験を生かして、評価をしていただこうと思っております。

義務教育学校のほうでございしますが、これも平成18年から一貫校を開始しまして、6校体制で積み上げてきております。昨年6月に学校教育法の一部が改正されまして、新たな義務教育学校ということで、今年度の4月1日から始めているところでございます。これに対して、1校長3副校長体制、組織運営、管理等についても評価いただこうと思っております。

資料の裏面でございしますが、こちらにつきましては、今まで学識の評価をいただいた事業ということで、参考に添付してございます。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 これは、まだ窪田先生との打合わせは終わっていないの。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 窪田先生と少しお話をしたの事務局の案として出しております。

【鈴木委員長職務代理者】 窪田先生は納得しているわけね。

【庶務課長】 はい。

【菅谷委員長】 質疑はございませんか。

1-2の説明は、この前、やったからもういいですね。

庶務課長。

【庶務課長】 すみません、1-2につきましては、参考資料として添付してございます。出した理由としましては、この事業以外で評価する事業があるかご意見をいただくための参考の事業一覧ということでございます。

【菅谷委員長】 それでは、教育委員会事務事業の点検及び評価について（学識経験者への意見聴取事業の選定）、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたしました。

次に日程第2、報告事項1、八潮わかば幼稚園の幼保一体施設化に伴う大規模改修工事について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、お手元の資料2になりますけれども、教育委員会は、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助執行機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることになっております。したがって、報告事項2、八潮わかば幼稚園の幼保一体施設化に伴う大規模改修工事につきましては、補助執行先であります子ども未来部保育施設調整担当課長から説明させていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

【菅谷委員長】 保育施設調整担当課長。

【保育施設調整担当課長】 それでは、私からご説明をさせていただきます。

今回、ご説明する幼保一体施設ですが、八潮わかば幼稚園と八潮南保育園を同一の施設で運営する計画でございます。詳細についてご説明をいたします。お手元に配付しております資料2をごらんください。

まず1、事業の背景をごらんください。（1）でございます。八潮わかば幼稚園や八潮の各保育園は建設から30年以上が経過し、園内の設備や内装等が大分老朽化しております。したがって、大規模な工事が必要な時期に来ているということが1点ございます。

次に（2）でございます。八潮わかば幼稚園と八潮南保育園は近隣に位置し、幼児教育と保育の連携をこれまで密接に図ってまいりました。こういったこともあり、今回、行う八潮わかば幼稚園の大規模改修に合わせまして、区内6番目の幼保一体施設として整備し、八潮地区の子育て支援の充実を図りたいと考えております。

続きまして2、施設概要でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

続きまして、3の工事概要と4番のスケジュールについてご説明いたします。工事は、八潮わかば幼稚園のあいている保育室を利用して、園を運営しながら29、30年度の2年間かけて工事を行います。その後、平成31年度から幼保一体施設として、八潮わかば幼稚園の児童に加えて八潮南保育園の児童も通うこととなります。

参考となり恐縮でございますが、この幼保一体施設化に伴いまして、八潮南保育園の園舎があきますので、この園舎を仮園舎として、八潮地区内にある他の保育園が、順次、仮移転して、老朽化したそれぞれの園舎の改修工事を行う計画もございます。

最後に5番の周知方法です。八潮わかば幼稚園の在園児の保護者には、7月19日火曜日の午前10時から説明会を開催いたします。また、関係する地域住民や、今後、入園を希望する保護者に対しては、各案内や各ホームページにて周知をいたします。

各施設の位置については、裏面に記載しております地図のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

【菅谷委員長】 質疑はございませんか。

どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 施設はかなり広いんですか。利用しながら工事もできて、かつ一体化も、保育園も吸収できるということで。

【菅谷委員長】 保育施設調整担当課長。

【保育施設調整担当課長】 すみません、八潮わかば幼稚園の広さが1,073平米ございまして、そのうち6部屋保育室があるんですけども、今、4歳と5歳、1クラスずつしかございませんので、4部屋あいている状態なのです。ですので、2クラスを順次動かしながら、安全に配慮して順番に工事をします。4部屋あいている部分に関して、八潮南保育園の児童を持ってこられるというスペースがあります。

ただ1点、今、八潮南保育園、100名以上いるんですけども、全員持ってきてしまうとかかなり手狭になるので、定員については、待機児童対策等の観点から少し検討していきたいと考えております。

【菅谷委員長】 質疑はございませんか。よろしいですか。

八潮わかば幼稚園の幼保一体施設化に伴う大規模改修工事について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2、小・中学生の生活状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、お手元の資料3をごらんいただきたいと思いますけれども、事前に配付が間に合わなかったことをお詫びいたします。本日の席上配付となっております。

これは、6月15日に正式いたしました、区を横断的に組織して設立した子どもの未応援プロジェクト、この事業の一環というか、取りかかりということで行うものでございます。品川区子どもの生活状況調査ということで、まず子どもたちの状況について調査をしようということでございます。

対象は、この間もちょっとご案内をいたしましたけれども、小学校の2年生、中学生のほうでいけば9年生ということで、公立の学生全員対象にということで行うものでございます。

1学期中に、一応、学校を通してまいりていただきまして、回答のほうは直接プロジェクト事務局に提出していただくということで、8月5日となっております。

2枚目をめくっていただきますと、実際のアンケートが出ております。A4の両面刷りのアンケートということにしております。一応、無記名という形のお願いという形になっております。

回答の中身ですけれども、一応、ここに書いてあるとおり、家族の状況、下のほうへ行きますと父親の帰宅時間ですとか就業状況、収入等の部分、裏面のほうにいきますと、子どもたちの実際の生活の状況、あるいは放課後の過ごし方、進学について、あとはいろいろなこういう制度を知っているかというところをピックアップをしてアンケートをとるということで、子どもの生活状況、居場所、それが生活収入状況とか家計とどのような相関があるかみたいなことがこの中から少しわかればなということを実施することになっていくところでございます。

簡単ですけれども、私からの説明は以上です。

【菅谷委員長】 この、ものはちょっと違うだろうけれども、こういうA4のこのスタイル、表裏という形でアンケート用紙は考えていいですか。

学務課長。

【学務課長】 一応、検討した結果、本来であればA3、1枚の紙がわかりやすいだろうということもあったんですけれども、折るということもありまして、質問の用紙はこれ1枚にいたしまして、別にマークシート方式の回答用紙を1枚つけて、そこにマークシートで回答して、それを送ってもらうという形で、今、考えているところです。

【菅谷委員長】 富尾さん。

【富尾委員】 すみません、2年生と9年生の保護者はどのくらいの数になるのですか。

【菅谷委員長】 どうぞ、学務課長。

【学務課長】 全部で4,500ぐらいなんですけれども。

【富尾委員】 前回もお話しされていきましたね。大体で大丈夫です。

【学務課長】 ちょっと今、調べます。

【学務課長】 2年生のほうは2,500です。9年生のほうは1,670です。失礼いたしました。

【菅谷委員長】 市川委員。

【市川委員】 この調査は何年かに一度ずつやっているんですか。毎年やっておられる？ 毎年じゃなかったですね。すみません。

【菅谷委員長】 学務課長。

初めてだと思うけれども。

【学務課長】 今回、このプロジェクトが立ち上がりまして、こういうふうな経済状況を聞きながらというのは初めてのケースになると思います。

【市川委員】 そうですか。毎年やるのは大変なことだと思うんですけれども、経年で

ずっと見ていくと、いろいろ参考になるのではないかなという感じがするんです。事務的には大変かもしれませんが、動向調査をする上では、例年実施されているいろいろな動向を調べて行かれると参考になるのではないかなという気がするんですが、大変だと思いますけれども。

【菅谷委員長】 学務課長。

【学務課長】 今回、このPTでは、まず現状の基礎的なデータが何もないというところでした、これを把握しようということで1回目をやるということで、今後、また継続するかどうかというところは、そこまではまだ検討は。

【市川委員】 していないと思うね。

【学務課長】 はい、今のところはしていません。

【菅谷委員長】 どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 この質問事項というのは、これ、品川区独自のものですか。ある程度、国からの調べてほしいみたいな事項というものはあるんですか。

【菅谷委員長】 学務課長。

【学務課長】 国のほうの子どもの貧困に対するいろいろな調査事項の項目というのが幾つかはあるんですけども、それを参考にしながら、国のこういう調査項目に全て沿ったものでもありませんし、基本的に子どもの生活状況の部分と経済の部分とのリンクの関係を見ようということで、ある程度、品川区独自で考えたものが入っています。

【菅谷委員長】 ちょっと私のほうからお聞きしたいのですが、足立区が品川区より先にこういうことを始めて、区としてやられているんですけども、それは別にどうということはないんですが、この調査を、どういうふうに生かすかが一番大事なかと私は思うし、国としても、子どもの貧困、特に再生産をさせない、特に教育的な配慮ということは、勉強させてよりよい環境にしていくという要求があると思うんですね。特に勉強に対する援助というんですか、進学に対する援助とか、この辺がやはり義務教育学校の中では一番大きくなってくるかなと思うので、そういうことも含めて、このデータをどういうふうに使っていくか、データをどのように公表していくか、その辺がちょっと難しいかなと。

いわゆるマシンを使いながらやるということは、結構、粗データが早く出てくると思うんです。うまいこと早くこれをつかんで、教育だけの問題ではなくて生活状況ですから、他部局と一緒にあって対策を立てていかないといけないかなという感じがするんです。今、子どもにとって非常に大事だと思うし、教育改革の中でもこれはベストの部分ですので、ぜひともこの調査は意義があるし、この意義を生かした政策はやはりすべきだなと思っています。

特に教育に関しても、私どもができる奨学金の問題とか、いろいろなものが出てくると思うんですが、その辺も含めて早くデータを見たいなというのは……。

23区、ほかの区もやったデータがもし出てきたら、できればそちらのほうも教えていただければありがたいなと思っています。

よろしくお願いします。

学務課長。

【学務課長】 今のご指摘のとおりだと思います。今回のところ、足立区の調査も参考にしていますけれども、それ以外にもいろいろ、子どもの生活状況にかかわらず、孤食の

問題とか、そういったこともありますので、ここでも食事の問題、聞いていますし、塾の関係、教育委員会で言えば学習支援の部分にちょっと影響するのかなという部分もここで聞いているという部分もあります。

23区のところも、今のこの事務局の情報でいくと、足立区以外に、我々と時期を合わせるような形で、ほかの区も何区かアンケートをとるという状況も聞いておりますので、ほかの区のデータも出ましたら、またそれも参考にしていきたいと思っています。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、小中学生の生活状況調査の実施について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に日程第2、報告事項4、平成29年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長、どうぞ。

【教育総合支援センター長】 それでは、私から、毎年、この教育委員会にて報告をさせていただきます。特別支援学級用教科用図書の選定結果につきまして、平成29年、来年度使用の報告をさせていただきます。資料のほうはございません。

品川区立学校使用教科用図書に関する要領においては、特別支援学級の教科用図書について、原則として当該採択地区の公立学校、いわゆる品川区で通常の学級で使用している教科書と同じ教科書を使用するものとしております。しかし、特別支援学級の児童・生徒の実態に応じ特別の教育課程を編成した場合、または当該学年で使用する教科書が適当でない場合は、毎年、採択がえを行うことができ、本区においては、使用できる教科用図書を、品川区立特別支援学級使用教科用図書一覧表としてまとめているところです。

本年度も、平成29年、来年度使用版を作成することを目的として、今年6月7日、先日、特別支援学級用教科用図書選定委員会を開催いたしました。そこで特別支援学級を設置している各学校から使用図書について調査をしたところ、特に追加等の変更はございませんでしたので、このまま引き続き来年度も使用するという事で検討いたしましたので、こちらのほうで報告をさせていただきます。

以上です。

【富尾委員】 来年度が同じものを使うということでよろしいんですね。今まで使っていたものは、過去何年間、使用されている教科書なんですか。

【菅谷委員長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 現在、使っている教科書以外のいろいろな図書につきましては、今、使っているものをそのまま来年度も継続で使うということ。また、子どもたちも変わるんですが、それについても各学級の先生方からは、十分、この教材で対応できるということでお話を伺っております。

また、今、使っている教科書がいつからという分は、ちょっと細かいものがないんですが、ここ数年来、特に追加、変更はしておりませんので、そのまま継続して使っているというふうに伺っております。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、平成29年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、よろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、委員長の選挙について。本日は、平成28年7月31日に委員長の任期が満了することに伴い、地方教育行政の組織運営に関する法律第12条の規定に基づき、委員長の選挙を行います。

選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法については、品川区教育委員会会議規則第7条により、記名、単記無記名投票によるもの、または指名、推薦の方法を用いることができるとなっております。

これまでの慣例によりまして、今回の選挙についても指名推薦の方法により行いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

委員長の指名については、指名委員が指名した被指名人をもって当選にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、委員長指名については、指名委員が指名した被指名人をもって当選人とすることに決定いたしました。

指名委員についてお諮りしますが、各委員より特にご意見がなければ、市川委員を指名委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、市川委員を指名委員とすることに決定いたします。

市川委員、委員長の指名をお願いいたします。

【市川委員】 指名委員として指名されましたので、私は、菅谷委員を委員長として推薦をいたしたいと思っております。

【菅谷委員長】 私、菅谷が指名されましたので、先ほどの決定に基づき、私、菅谷を当選人として、委員長は私、菅谷とすることに決定いたしました。

次に、日程第3の2、委員長職務代理者について。委員長職務代理者の指名については、品川区教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長の選挙に関する第7条の規定を準用することになっております。

選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法については、品川区教育委員会会議規則7条により、単記無記名投票によるもの、または指名推薦の方法を用いることができるとなっております。

これまでの慣例によりまして、今回の選挙についても指名推薦の方法により行いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

委員長職務代理者の指名については、指名委員が指名した被指名人をもって当選人とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、委員長職務代理者の指名については、指名委員が指名した被指名人をもって当選人とすることに決定いたしました。

指名委員についてお諮りいたしますが、各委員より特にご意見がなければ、富尾委員を指名人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、富尾委員を指名委員とすることに決定いたしました。

富尾委員、委員長職務代理者の指名をお願いいたします。

【富尾委員】 鈴木委員を指名いたします。

【菅谷委員長】 鈴木委員が指名されましたので、先ほどの決定に基づき、鈴木委員を当選人として、委員長職務代理者は鈴木委員とすることに決定いたしました。

次に日程第3、3、委員の議席について、お諮りいたします。

議席については、現在の議席どおりとさせていただくことにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、現在の議席どおりと決定いたしました。

その他案件、報告等はございませんか。

【庶務課長】 特にございません。

【菅谷委員長】 それでは、傍聴人はおいでになりませんが、先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、よろしくお願いたします。